

行政改革の取組についてお知らせします

本町では、行政改革の取組の一つとして、町の仕事を点検し、町民サービスの向上を図ることを目的とした「行政評価制度」を導入しています。

平成23年度に実施した「22年度事業の行政評価(事務事業評価)」について概要をお知らせします。

町の事業の成果や効果を評価する制度

行政評価とは、町が実施しているさまざまな事業について、どれだけ成果があったのか、どんな効果があったのかをチェックする制度です。

併せて、事業を進めていく上での「課題」や「問題点」を探り出し、それを見直し、改善していくことを目的としています。

この町の資源(人・物・お金)には限りがあります。それらをどのように活用していくかは町の将来を見据える上で、非常に重要なことです。

町が実施する事業にはいろいろな進め方があります。場合によっては、思ったように効果が上がらず、地域の資源を無駄にってしまう可能性も

あります。そんな無駄をなく

すためにも、町の事業が適切に実施されているかどうかを、

しっかりと検証しなければなりません。「行政評価」はその

ためにあります。本制度で、町の事業をチェックし、もし

も改善すべき点が見つかったら、その方法を考え、工夫を

重ねていきます。これにより、効率良く効果の高い事業が実

施できるようにになります。

評価シートを使い、前年度実施事業をチェック

行政評価専用の評価シートを使って、それぞれの事業を評価します。評価対象は前年度に実施した事業です。前年度の決算額が確定した後、6月から10月にかけて実施します。各事業について①お金をいくら使ったか②どれだけ

表1 ●外部評価を実施した事業16項目

名 称	担当課・室(係)
産業文化祭実行委員会補助金事業	総務課 行政室
町有財産有効活用事業	総務課 財政室
千年の学校事業	企画課 まちづくり室
町営バス運行管理事業	企画課 環境室
社会福祉協議会関係事務	福祉課 福祉室
緊急通報システムサービス事業	福祉課 長寿介護室
廃食用油利活用事業	生活健康課 町民室
健康管理システム委託事業	生活健康課 健康室
農業機械オペレーター事業	産業課 農業室
全国茶品評会等各種品評会対策事業	産業課 農業室
森林認証管理事務	産業課 林業室
河川愛護事業費補助金事業	建設課 建設管理室
区道補助事業	建設課 事業室
小規模事業指導・商工会活動費補助事業	商工観光課 商工交流室
小学校5年生県外体験学習事業	教育総務課 教育総務係
中学生海外英語研修事業	生涯学習課 生涯学習係



平成23年10月24日、10月31日に実施された外部評価の様子。表1の事業について、行政改革推進委員会の委員が、必要性や今後の方向性などを評価した。この評価を受け、それぞれの事業では内容の見直しや改善が加えられる。

this month HighLight

3
今月の注目

量の仕事をしたか③その仕事をしてどのような成果があったかを数字や文章などで評価し、表にまとめます。

これにより、その事業は①必要性があるか②効果があるか③効率良くできたか④公平性が保たれているかについて3段階で評価します。

対象は町が実施する全ての事業です。評価には「内部評価」と「外部評価」の2種類あります。内の視点、外の視点、双方から評価することで、より公平で適正な評価を実現します。

【内部評価】行政評価の基本は自己点検であり、町の職員が自分の担当した仕事について評価します。

【外部評価】幅広い視点・角度から評価するため、特に重要度が高いと考えられる事業について、町民や有識者で構成する行政改革推進委員会の委員が評価を実施します。

皆さんへの公表も本制度の大切な目的です

行政評価は「町の事業への取り組みを、町民の皆さんに公表する」ことも大きな目的としています。自己点検だけ

で終わることなく、評価の結果について、町民の皆さんに1年ごとお知らせします。また、行政改革推進委員会の会議や外部評価は傍聴が可能となっています。

22年度事業の点検結果をお知らせします

平成22年度に取り組んだ町の事業480項目について評価を実施しました。そのうち表1の16項目については、行政改革推進委員会による外部評価を実施しました。表2は、その評価のうち2項目を抜粋して掲載したものです。

意見・感想をお待ちしています

行政改革の取組について、皆さんの声をお待ちしています。意見・感想など、次の方法でお寄せください。
郵送 〒428-0313 川根本町上長尾627 川根本町総務課行政改革室あて
ファクス (56) 2235 総務課行政改革室あて
Eメール soumu@town.kawanehon.shizuoka.jp
 または、町ホームページの「皆様からのご意見箱」投稿フォームからも投稿できます。

表2 ● 外部評価の点検結果を一部紹介 (このほかの項目は町ホームページで公開しています)

事業名	担当課	事業内容	担当課による評価				外部評価 (行政改革推進委員会)	
			必要性	有効性	効率性	公平性		
緊急通報システムサービス事業	福祉課・長寿介護室	在宅の一人暮らしで65歳以上の高齢者を対象に、通報と受信ができる機器を設置し、自宅における急病や事故等の緊急事態に対処できる体制を整備する。 緊急通報装置を無償貸与し、緊急時に適切な救助・救護ができる環境を整えることで、高齢者等及びその家族の不安が解消される。	必要性が高い	一定の効果がある	概ね効率的である	公平である	◆通報の有無にかかわらず、システムを利用すること自体が町民の安心につながっている。近隣に協力を配置するなど、事業の効果は大きい。 ◆一定の年齢以上の町民については、無条件でサービスを提供することも検討する必要がある。 ◆この事業についての周知がまだ徹底されていない。関係機関との連携を強化し、必要とする町民が確実にサービスを受けられる体制を整備していくこと。 ◆利用者の意識づけのためにも、応分の自己負担が必要である。全体的な運用方法も含め、他市町の状況等を調査しつつ検討していくこと。	
			一人暮らしの高齢者の不安を軽減するために必要な事業である。	利用者数は増加している。緊急通報のほか健康相談での活用事例もあり、事業の効果はある。	効率的な運用に努めているが、他のサービスも併せた取組が必要。	申請に基づくサービス提供であり公平であるが、利用者負担の検討も必要。		
			課題・問題点					総合的評価(執行委員会)
			今後の方向性					【継続】 引き続きサービスの充実化を図っていくものとする。利用者負担については早急に検討すること。
<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担なしでサービス提供を行ってきたが、近隣市町では利用者負担があるため、検討が必要である。 一層のサービス向上、経費削減につながるよう、委託先の選定方法等についての精査が必要である。 								
<ul style="list-style-type: none"> 救急搬送の要請や通報がないということが望ましいと考えられるが、緊急時に確実に機器が使用できる仕組みづくりに努めるとともに、より多くの独居高齢者の利用促進につながるよう取り組んでいく。 								

事業名	担当課	事業内容	担当課による評価				外部評価 (行政改革推進委員会)	
			必要性	有効性	効率性	公平性		
廃食油活用事業	生活健康課・町民室	家庭から排出される使用済みの食用油(廃食油)を回収し、それをバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車の燃料として活用する。 廃食油を精製したものは、軽油の代替となる。この事業は、ごみの減量化・資源化、地球温暖化防止の一環として実施するものである。	必要性が高い	効果がある	概ね効率的である	概ね公平である	◆100%行政が担うものではなく、民間事業者が実施することも考えられる。 ◆スタートして間もない事業であり、当面は行政として町民への啓発活動を重点的に行う必要がある。 ◆廃食油売払いによる収入増、燃料費の削減につながっており、効果はある。 ◆町民への周知方法、廃食油の回収方法には工夫が必要である。若年層へのアプローチ、キャンペーン的な取り組みも有効。 ◆売払い収入を考えれば、それよりも低い単価で、家庭や飲食店から出された廃食油を町が買い取るといった取り組みも考えられる。	
			家庭から排出される食用油は一般廃棄物であり、行政が回収を行うものである。	目標を上回る回収ができている。町民の意識が高く、結果に結びついている。	回収に大きな経費は要していない。またバイオディーゼル燃料は、軽油に比べて安価である。	各地区に回収容器を設置しており、公平である。		
			課題・問題点					総合的評価(執行委員会)
			今後の方向性					【継続】 廃食油回収量、バイオディーゼル燃料使用量とも増加しており一定の成果が上がっている。町民等への周知を更に強化していくこと。
<ul style="list-style-type: none"> 回収容器を常時清潔に保つ策の検討、破損等への迅速な対応が必要である。 更に回収量を増やすための方法について検討が必要である。 								
<ul style="list-style-type: none"> 廃食油だけでなく、その他の廃棄物の再利用・活用についても検討していく。 								